

判断能力が不十分な方の嗜好品摂取に関する社会学的研究
Sociological Research on the Intake of Luxury Item by People with Impaired Decision-making
Capacity

税所 真也（東京大学大学院人文社会系研究科）

Shinya, SAISHO (Graduate School of Humanities and Sociology, The University of Tokyo)

1. 和文アブストラクト

超高齢社会を迎え、高齢期における本人の意思決定や自己実現をいかに達成していくかは、重要な社会課題である。認知症等により判断能力が不十分になっても家族に頼らずに社会的な支援によって解決を図る手段のひとつとして、本人の意思決定と財産管理を後見人がサポートする成年後見制度がある。

本研究では、判断能力が不十分な高齢者の嗜好品摂取をめぐる支援について、事例研究を通して検討した。ラーメンが嗜好品研究の対象となりうることを確認した上で、後見人が嗜好品摂取のために、外出支援サービスを手配するなどコストをかけて、本人の嗜好品摂取のために尽力した事例を扱った。

この結果、不要なものとして扱われがちな嗜好品が、本人の生活にとって、その生活を彩りあるものにしていく上で、いかに重要であり、嗜好品摂取の実現のために、後見人がいかなる役割を發揮しうるかを明らかにした。同時に、後見人には、判断能力が不十分な高齢者等から本人の希望を引き出す力、そしてその実現のために実行に移していく力量が求められることを指摘した。

2. 英文アブストラクト

Japan has entered a very aged society. Therefore, an important social issue is how elderly people can achieve their own decision-making and self-realization.

The adult guardianship system is one of the means to solve this problem through social support, without relying on family members, even if the person has insufficient capacity to make decisions due to dementia or other factors. This system supports the person's decision-making and property management.

In this study, we examined the support for elderly persons with impaired judgment in their consumption of luxury items through case studies.

The case study discussed was a case in which an adult guardian made a cost-effective effort to support, such as arranging transportation support services for to take ramen noodles as a luxury item.

The results confirmed how important the consumption of luxury items is for the person's life in making it more colorful. The study also clarified the role of the adult guardian in achieving this goal.

It is important for adult guardians to have the ability to recognize the importance of luxury foods in the lives of elderly people with dementia, even though these foods are regarded as unnecessary in a healthy diet. Moreover, the adult guardian is required to have the ability to perceive what the elderly person with dementia wants.

3. 研究目的

3-1 家族の変化と成年後見制度

人生 100 年時代といわれる。超高齢化社会を迎え、認知症高齢者が今後、ますます増加していくことが予想されている。医療の高度化により長寿化が実現し、これにともなって人類の歴史の中でかつてないほどに老後の期間が長くなってきている。同時に、従来は家族が担ってきた機能を、従前通り家族に期待することが難しくなっている。家父長制とイエ制度を土台として成りたってきた直系制家族は、戦後の夫婦制家族を通じて、同居する家族の成員規模を縮小させてきた。家族の規範意識も変化してきており、家族成員のライフスタイルの選好が尊重されるようになっている。ライフスタイルの多様化である（野々山編 1992）。

ライフスタイルの多様化は、個人が家族規範にしばられず、自由な行動、自由な生活、自由な意思決定を可能にするものだった。「家族を一つのライフ・オプション（生き方の選択）としてみることは、とくに女性にとっての生き方の変化につながる」（目黒 1987: V）といわれるように、これらは家族のポジティブな変化を強調するものだった。しかし、「介護関与者それぞれの『主体性の尊重』を理念」とする「介護ライフスタイル」は簡単ではない¹。判断能力が徐々に低下する「要介護者の意思を尊重すれば、家族介護者の負担は重くなり、介護者の自己実現が阻害されてしまう可能性は大きい」と考えられるからである（野々山 2007: 154）。

こうした状況を前に、家族による介護負担に社会全体で対応していくことを目的として作られたのが、介護保険制度である。長生きすること自体が近代の作り出した「リスク」としてみなされるようになり、介護保険制度と同時に整備されたのが現行の成年後見制度であった。両制度は「車の両輪」と評されながら、2000 年に同時に施行された。

この背景には、1990 年代におこなわれた社会福祉基礎構造改革があった。同改革では、それまでの措置制度の限界から抜本的解決を図り、契約制度とすることによってサービス利用者とサービス事業者を対等な立場とし、福祉サービスを契約によって利用する制度へと転換することが構想されていた。サービス供給を、措置制度から契約制度へと移行する

ことで、利用者が福祉サービスを適切に選択し、サービス利用者とサービス事業者が対等な関係で契約することが目指されたのである。

福祉サービス利用者が福祉サービス提供者に関する情報を的確に収集し、合理的に判断することが可能なこと、それにより、対等な関係で福祉サービスに関わる契約が結ばれること。これを解決する方策のひとつが、ケアマネジャー制度であり、サービス利用者とサービス事業者の両者を調整する役割がケアマネジャーに期待された。暗黙的に、そこには家族がいることが当然視されていた。すなわち、本人の生活を支えることのできる家族が存在しない、本人の判断能力が不十分な高齢者・知的障害者・精神障害者においては、成年後見制度の利用によって解決を図ることが、社会福祉基礎構造改革では意図されていた。

成年後見制度というのは、民法上の法定後見制度と任意後見契約法による任意後見制度から成る、判断能力が不十分な本人の財産管理と身上監護（契約行為）を支援する制度である。その根拠は、法定後見制度では民法典第1編（7条から21条）、民法典第4編（838条から876条の10）に、任意後見制度は特別法「任意後見契約に関する法律」（任意後見契約法）におかれている（図1参照）。

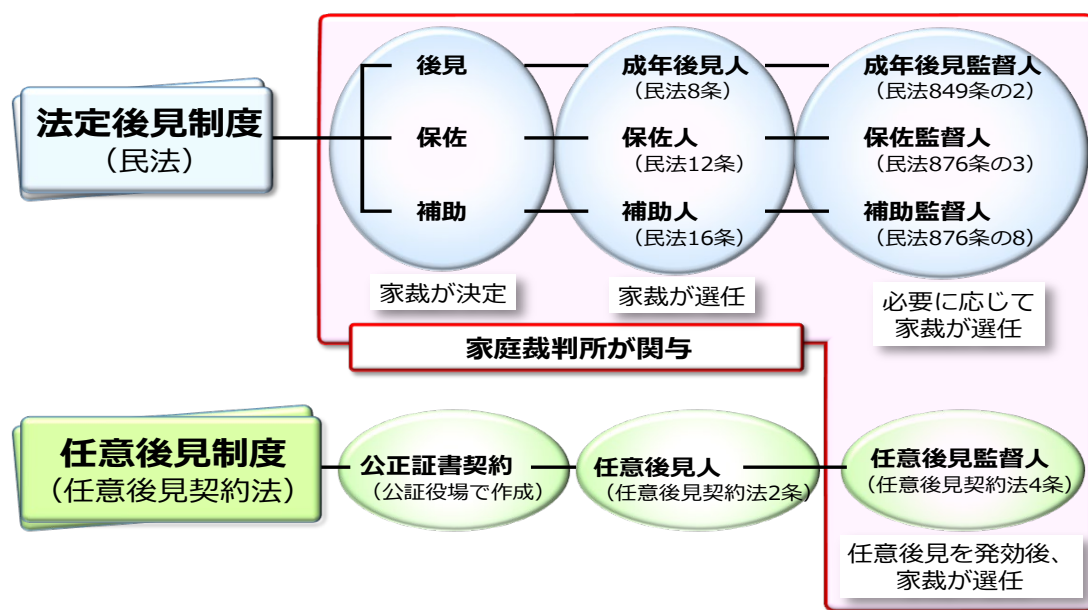


図1 成年後見制度の概要（筆者作成）

法定後見制度は、判断能力の不十分な者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者）を対象にしており、本人や4親等内の親族、市町村長などによる家庭裁判所への申立てを経て選任された成年後見人等が、本人の財産管理（悪質な契約からの保護等）と、生活に関わる契約行為（身上監護）を行うものである。これには残存する判断能力の程度に応じて成年後見・保佐・補助の三類型がある。後見類型では、包括的な代理権が成年後見人に与えられる。

他方、任意後見制度は、判断能力が低下する前に、個人と個人（法人を含む）が相互の自己選択と自己決定にもとづいて、自らが委任を希望する者と（公正証書による）契約を結んでおき、将来、判断能力が低下した場合に決められた委任内容の支援を受けられるように、事前に備えるものである²。

3-2 嗜好品摂取と後見人

本稿は、嗜好品摂取と成年後見人等（以下、後見人）による支援の関わりを主題とする。本人の嗜好品摂取を、家族以外の友人や隣人の助け合いで支えていくことが問われるのはなぜか。嗜好品摂取に関わる支援は、余暇的な金銭の支出と密接に結びついており、ケアマネジャーや在宅介護サービスの支援範囲を超えている。よって、私的自治のなかで充足されるのが原則となるからである。ケアマネジャー等によって満たされることが難しい領域を、家族や友人、近隣の人々等の自助や互助によって満たしていくわけだが、家族成員の縮小や家族機能の縮小、家族の個人化という規範意識の変化が進むなか、従来のように個人的な関係性のなかで支えていくことは難しくなっている。これを社会的に支える方法のひとつが、成年後見制度である。

それでは、後見人が本人の生活に嗜好品の摂取という観点からどのように関わることになるのか。後見人は、本人の判断能力が不十分になったときに、あるいはその一歩手前で契約行為や金銭管理といった事務的な面から、本人の生活を支えていくことを役割とする。後見人の支援は、本人の希望を可能な範囲で叶えていくことを通して、本人の幸福の実現を図ることである。この点は、家族・親族が後見人になる場合も、専門職や市民が後見人になる場合も共通である。生活に必須のものではないと考えられている嗜好品摂取の維持に関しては、自身で調達できなくなった場合、家族や近い関係者などのインフォーマルな関係を通して行われる。嗜好品の調達を社会的に行う方法のひとつが、成年後見制度である。

法定後見制度でも任意後見制度でも³、後見人は本人に代わって、または本人とともに、契約手続と財産管理を通して、本人の意思決定に関与する。嗜好品摂取は身上監護/身上保護を通して行われる。嗜好品摂取にともなう支出は、後見人の家計管理/財産管理の一貫として行われる。嗜好品摂取の具体的な支援の方法としては、本人が調達できるものは購入代金を渡す、後見人がインターネットで取り寄せる、面会時に後見人が持参し直接渡す、といったことが行われる。さらに、嗜好品摂取が可能な販売店や飲食店まで移動サービス等を手配することも、身上監護/身上保護を通じた後見人の役割である。

筆者は、嗜好品摂取を本人の生活を支える生活支援の一部であると考えた立場であるため、後見人が上記の支援を行うことは当然だと考えるが、反対に、後見人によって嗜好品摂取を制限されてしまうこともある。よって、誰を後見人とするかは非常に重要な選択である。ただし、嗜好品摂取を生活支援の一部として考える立場であっても、本人の希望に

沿ってすべてを許容するのか、逆に嗜好品摂取を制限する立場にあっても、一定の摂取については認めるのか、嗜好品摂取をめぐる立場は二者択一のものではない。実際は状況に応じてケースバイケースの対応がなされていることにも留意しておく必要がある。

3-3 嗜好品としてのラーメン

嗜好品とは、酒、たばこ、コーヒーなど、味覚、触覚、嗅覚に訴えかけ、人が繰り返し摂取することを求めるもの全般を指す。嗜好品は「遊びと楽しみの要素をはらむ飲食物」でもある（高田 2008: 2-3）。重要なのは、必ずしも栄養摂取を目的として食するものではないことである⁴。嗜好品をこのように捉えるなら、ラーメンやハンバーガーなどのジャンクフードに分類されるような食事も嗜好品の一種として取り扱うことが可能である⁵。ラーメンとは、食堂の食事のメニューにもあるように、一面では栄養価の高い料理という側面もある⁶。

他方、ラーメンには、栄養補給のための摂取だけではなく、ラーメンを食べに行く行為そのものを楽しむ面もある。さらには、ラーメン店の周遊を趣味とする人々もいる。これは人々がラーメンを「遊びと楽しみの要素をはらむ飲食物」として、嗜好品として捉えていることを示している。

反対に、ラーメンを、健康食ではなく、塩分と脂質の過多、高カロリーで不健康な外食の象徴として扱う人々がいる。医療分野の研究者や関係者によって、ラーメン摂取による健康被害が強調され、摂取を控えるようにと警鐘が鳴らされてきた（Matsuzono et al 2019: 53-58）。「ご当地食と健康の新事実！ラーメン店が多いほど脳卒中で死亡する」（笹井 2020: 114-117）、『認知症になりたくなければラーメンをやめなさい』（姫野 2020）といった記事や書籍が注目されてきた。

嗜好品にはもともと「早急に『除去・克服』されるべき非合理的・非生産的な無用の『原始的残滓』とみなされ」、「ネガティブに押された烙印の名残り」という意味が込められている（藤本 2008: 153）。ラーメンを食することについても趣味や生きがいとする人がいる一方で、ラーメンを有害で不健康な不要物とみなす立場があることは、嗜好品の多くがそうであると同様に、ラーメンが嗜好品であることを示す証左でもあるのだろう。よって本稿では、両極の印象が刻み込まれるラーメンを、嗜好品のひとつとして位置づけられるものとして扱う。

嗜好品である以上、ラーメンが不健康であるという認識によって、ラーメンを食べたいという高齢者本人の希望が軽視され、場合によっては禁じられてしまうといった事態が支援現場で生じていてもおかしくない。このような問題意識から、以降で、嗜好品としてのラーメンをめぐる、後見人が高齢者本人の意思を汲み取り、本人の願いを実現していくかを検討する。

4. 研究方法

以降では、本人の嗜好品摂取のために、後見人がどのように関与することができるかを事例研究によって明らかにする。家族・親族が後見人になる場合もあるが、既述のように今後は、家族による支援が期待できなくなっていくことを踏まえ、本稿では家族以外の第三者が後見人となり、嗜好品摂取を扱った事例を取り上げる。実際に2000年の制度開始から、後見人の担い手は大きく変化し、現在では家族・親族以外の第三者が後見人になるケースが主流となっている。

2017年に後見人全体に占める第三者後見人の割合は7割を超えた。2023年1月～12月のデータでは、家族・親族が後見人を担うケースが7,381件(18.1%)であるのに対し、家族・親族以外が後見人になるケースは33,348件(81.9%)となっている(最高裁判所事務総局家庭局2024)。このように、第三者の後見人が圧倒的であるなか、第三者の後見人を中心に担うのは専門職であり、受任数順に司法書士、弁護士、社会福祉士が第三者後見人の約8割を占めている⁷。以上から、介護保険制度と同様に、介護の担い手の社会化が進んだのと同様、成年後見制度においても、成年後見の社会化は確実に浸透してきたことがわかる⁸。問題は、第三者の後見人が、それまでの人生で大切にしてきた嗜好品摂取を中心とした、本人の習慣や価値観をどれだけ重視していくことが可能かという点である。

すなわち、弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門職が第三者の後見人となり、本人の生活を家計管理・意思決定という面から支えるとき、これら専門職が、本人の意思の尊重と本人の福祉の保護・管理の両極で、どのように本人を支援しているのか、いかなる価値基準で判断しているのかが焦点になる。というのも、後見人には、本人の意思を尊重する義務があると同時に、本人の安全を守る義務もある。前者は本人の主観的価値により構成され、後者は客観的価値により判定されるものであるが、嗜好品の摂取について、どちらの価値基準をより優先し、振る舞うかは、後見人の判断に委ねられているからである。

本研究を開始した当初の構想では、インタビュー調査ならびに成年後見専門誌の掲載事例をあわせて分析することにより、嗜好品摂取と後見人の支援の関わりについて事例収集を行うことができると考えていた。パイロット調査の結果、そうした支援事例を見つけることは簡単ではないことが判明した。その理由は後見人が本人の嗜好品摂取について悩むことがそれほど多くないからか、あるいは後見人の当面の中心課題が、嗜好品の摂取より切迫した優先課題に直面しており、その解決に重点がおかれているからだと思われる。実際に、成年後見制度が利用されるときというのは、すでに本人の生活に何らかの困難が生じている場合が多く、居住の場の安定をいかに確保していくか、どこで暮らすかなどが喫緊に解決しなければならない問題に直面していることが考えられる。在宅か施設か、本人の希望にあう居住環境が確保されているか、といった居住にかかわる支援に後見人は注力することになる。

支援によって、施設や病院に入所・入院すると、こんどは嗜好品摂取に関しては施設・病院が定めた規則にしたがうことになる。すなわち、後見人が嗜好品摂取のことで悩ますことは少ないわけである。よって、後見人にとって嗜好品摂取の継続という問題は、在宅生活を続けているときに限った問題となる⁹。本人に判断能力があり、在宅で暮らしているのであれば、後見人のいないところで、酒やたばこを摂取することは自由であり¹⁰、後見人が関与する余地は少ない。

すなわち、嗜好品摂取の継続と後見人の関係を明らかにするために必要な事例は、在宅で判断能力が不十分な方、つまり、在宅でひとりで暮らしている認知症高齢者のケースということになる。そうした事例であれば、嗜好品摂取の継続を後見人がいかに支援しているかを検討することが可能だが、そもそも在宅でひとりで暮らす認知症高齢者のケースでさらに成年後見制度を利用しているといった事例はかなり限定的である。

上記、パイロット調査を通して、本研究が分析対象とする事例が非常に限定であること、筆者に予想に反し、第三者の後見人が本人の嗜好品摂取のために奮闘する事例というのは、ありふれたものではないことが明らかになった。このこと自体、本稿の研究課題を通して得られた知見のひとつである¹¹。

以上により、インタビュー調査による分析を断念し——発想を転換し、後見人が本人の嗜好品摂取を制限した事例を収集し、検討することは可能だったと考えられる¹²——成年後見制度の実践家に向けた専門誌である『実践成年後見』（民事法研究会）の掲載事例を分析する方針に切り替えて事例収集をおこなった。分析対象は、隔月刊行の『実践成年後見』98号（2022年5月）から112号（2024年7月）までに掲載された、30事例とした（以下、図2参照）。

専門誌の掲載事例の分析においても嗜好品摂取に関わる報告は希少だった。報告事例の多くから、居住の問題や本人の生活が落ち着くまでの支援、すなわち、生活の安定が後見人の中心課題であり、生活の充実に関わる支援を後見人が重視していることは明確だった。

たとえ、本人の希望に耳を傾ける後見人の事例であっても、要望が嗜好品摂取のかたちであるとは限らない。分析対象とした30事例のなかで、携帯電話を通じたコミュニケーションであったり、文具・CD等といった物質的なものだったり、風俗に通うといった性的欲望等、多様なかたちで表出されており、それらが後見人の支援によって満たされていることがわかった。これらの事例から、人は誰もが何かに依存しながら生きており、嗜好品は人間の欲求と個人の価値観のあらわれのひとつに過ぎないことを読み取ることができた。

30事例を検討したところ、本人の嗜好品摂取を目的として、後見人が尽力した支援事例を1件発見することができた¹³。

- ・ 攻撃的な広汎性発達障害者の支援〔保佐〕
- ・ 本人の希望した「自由」の先にある「現実」から最適解の支援を探る〔後見〕
- ・ 意思決定支援に悩み苦労した事例〔保佐〕→携帯と恋愛
- ・ 本人らしさを支えるチーム支援の縦と横の連続性〔保佐〕
- ・ **成年被後見人等のお金の使い方〔後見ほか〕**
- ・ 地域の権利擁護ネットワークがつくった専門職による法人後見の実践〔後見〕
- ・ 経済的搾取への対応と本人の意思〔補助〕
- ・ 婚姻した本人にとっての保佐人とは〔保佐〕
- ・ 若年性アルツハイマー型認知症をもつ本人の独居支援〔後見〕
- ・ 本人の意思を尊重するために〔保佐・後見〕
- ・ 成年後見制度の理解と利用支援における法律職、家庭裁判所との連携～社会福祉士である保佐人の立場からの試みと考察～〔保佐〕
- ・ 被保佐人と周辺関係者との課題共有の難しさ〔保佐〕本人および家族に多くの問題を抱えている成年被後見人の事例〔後見〕
- ・ 本人および家族に多くの問題を抱えている成年被後見人の事例〔後見〕
- ・ 身寄りなき独居者の生活の場の移行支援例〔後見〕
- ・ 認知症高齢者に対する後見事務の意思決定支援～モンテッソリケアの手法を取り入れて～〔後見〕
- ・ 本人が本当にほしいものは何かを探った事例〔後見〕
- ・ 家族3人を支えることの困難さ〔後見ほか〕→生活用品
- ・ 入所生活を送る重度重複障害者への身上保護とその省察〔後見〕
- ・ 在宅生活者の支援〔後見〕
- ・ 権利擁護支援の地域・多職種連携ネットワークを活かした後見活動——精神疾患をもつ一人娘からの被虐待事例〔後見〕
- ・ 「8050問題」と「親なき後問題」〔保佐〕
- ・ Bio-Psycho-Socialモデル（BPSモデル）からみた成年被後見人のおかれている状況と課題の理解〔後見〕
- ・ 本人らしい最期を迎えるために〔後見・保佐〕
- ・ 被補助人に対して財産管理・身上保護をする中で、被補助人の知人との関係性のとり方が課題となった事例〔補助〕
- ・ 高次脳機能障害者への支援〔後見〕
- ・ 成年被後見人のQOL向上を支援した事例〔後見〕
- ・ 被保佐人の結婚、精神科病院の退院と在宅復帰を支え、夫や兄弟の支援も必要なケース〔保佐〕
- ・ 「共感する心」と「距離をおく勇氣」〔後見〕
- ・ 障害者の福祉的就労における権利擁護を考える～保佐人の立場から～〔保佐〕
- ・ 司法書士が社会福祉士資格を取得することによりみえたこと〔後見〕

図2 分析対象とした『実践成年後見』の掲載事例

5. 研究成果

以下で取り上げるのは、認知症により高齢者施設に入所する本人が、ラーメンを食べることを生活の唯一の楽しみとしていることを後見人が把握し、定期的に外食でラーメンを食することができるように支援した事例である。ラーメン一杯が約 5,000 円になるというその付加的なコストに後見人は悩みながら、支出を決断し、本人の嗜好品摂取を実現したという特徴的な事例である。

後見人は神奈川県東部に事務所をおく司法書士である。2005年から成年後見業務を開始したが、当初、後見人は、本人のお金を支出することをなるべく避け、できる限り「節約することが正しいお金の使い方だと考えていた」。しかしながら、「本人の希望する支出については、(中略) 本人の考えに寄り添い、有意義なお金の使い方やその支援をすることこそが大切なことだと考えるようになった」と述べる（藤井 2024: 112-113）。

その点で本事例は、後見人（後見類型）が、本人の財産をどのようにかたちで使うことが、成年後見被後見人（本人）にとって適切な支援であるかを考え抜いて実践された貴重な報告事例だと考えられる。以下に、藤井（2024）の報告事例「成年被後見人等のお金の使い方」（『実践成年後見』、民事法研究会、111号、2024年）の一部を要約して記述する。

Aさんは70歳代の男性で、身近な親族がいなかったため、区長申立てにより、成年後見を利用することになった¹⁴。後見人に選任されてから、Aさんと初めて会ったのは、Aさんが入所している施設内の会議室だった¹⁵。

Aさんはまだ自力で歩行できるが、転倒が増えたため、車いすの利用を開始しており、足で車いすを漕ぎながら会議室に入ってきた。これがAさんの移動の仕方の方である。「こんにちは」と後見人が声をかけると、Aさんから軽い会釈が返ってきた。Aさんは、10分ほどの面談の間、後見人の質問に対して、ほとんど「わからない」と回答し、終始うつむき加減だった。「Aさんはお話をされないのですか」と後見人が同席していた職員に尋ねると、「Aさんはシャイなんですよね」とAさんに返した。Aさんは笑顔になり、恥ずかしそうにしていた。

Aさんの部屋の雰囲気や状況を知るため、4人部屋の居室に移動すると、ベッドの枕元には大きなクマのぬいぐるみが置かれていた。「これはAさんのですか。クマが好きですか」との後見人の問いにAさんは軽く頷いた。またアルバムがあったので、Aさんの許可を得てページをめくってみると、Aさんと亡き妻と思われる人の写真で埋められていた。Aさんには婚姻歴があるが、子どもはおらず、妻はすでに他界している。「こちらは奥さんですか。きれいですね」と後見人が声をかけると、Aさんはうれしそうな笑顔を浮かべて頷いた。

Aさんの成年後見制度の利用は区長による申立てだったことから、当初Aさんの詳しい生い立ちやAさんの家族を知る人がおらず、Aさんについての情報が不足していた後見人だったが、Aさんが居住する施設に通い、Aさんとの面談を重ねるうちに、少しずつ情報を得ていった。Aさんには認知症だけでなく知的障害の傾向もあること、妻の死後、アパートでひとり暮らしをしていたが、怪しい人物がAさん宅に出入りし、宗教団体への献金、不要な健康器具、サプリメントなどを購入し、過去に破産を経験していたことがわかった。

後見人は、Aさんに限らず、被後見人（本人）と面会するときにはいつも「困っていることはないか」「欲しいものはないか」と尋ねていた。Aさんの場合、「わからない」と答えるか首を横に振るのみで、意思疎通を図ることがほとんどできなかった。後見人の言葉は理解しているようだったが、その答えを上手く言葉にして表現することができないように思われた。

定期的に、Aさんとの面会を繰り返す中で、施設職員から、Aさんはラーメンが大好きで、年に1回から2回の外食時に必ずラーメンを注文し、ことあるごとに「ラーメンを食べたい」と話しているという情報を得た。そこで後見人がAさんに「ラーメンが好きですか」と尋ねると「うん、好き」と答えた。Aさんが「わからない」以外の答えを発したのはこれが初めてだった。後見人は、Aさんがラーメン好きであり、ラーメンを食べたいと思っていることを明確に理解することができた。後見人は何とかしたいと考え、Aさんの施設の相談員に月に一度くらいはAさんのラーメンを出前で注文してもらえないかと依頼したが、施設で対応することは不可能ということだった。

自費で外出支援ヘルパーを利用し、外食しに出かけることは可能であるかを相談したところ、可能であるとの回答を得られた。さらには施設を運営する法人がヘルパー派遣事業も実施していたので、その外出支援サービスを利用することにして、Aさんの外食計画が進んでいった。1ヶ月ほどして当該サービスを利用したAさんの外食が実現した。

そのさい、外出支援ヘルパーの利用料は、1時間につき約4,000円であった。ラーメン自体は750円であったが、1杯のラーメンを食べるのに約5,000円の支出をすることが、適切な使い方といえるかどうかで後見人は悩んだ。Aさんの収支は、後見人への報酬を差し引いて毎月2万円ほどの黒字があり、多少の蓄えもあるため、金銭面で当面の生活の心配はない。子どもはおらず、推定相続人はいるが、Aさんを訪ねてくる身近な親族ではない。Aさんの状況を考えれば、Aさんがラーメン一杯を食べるため、5,000円を支出するのは、よい使い方だと後見人は考えた。Aさんはラーメンを食べに行く際「ラーメンを食べに行く」と職員に話し、施設に戻ると「ラーメンを食べておいしかった」と職員に報告するという。ほとんど話をしなかったAさんが職員と話すようになったことをみて、施設で過ごすAさんの生活に彩りを与えることができたように後見人は感じていた。

その後もAさんは2ヶ月に一度の頻度でラーメンを食べに外出した。それが2～3年続いたが、骨折で入院したことがきっかけとなり、Aさんの体力が衰えてしまったこと、またAさん自身が高齢になるにつれて食欲が衰え、ラーメンを食べに外出することもなくなっていった。

事例要約は以上である。そして、報告は以下の言葉で結ばれている。「誰かにとっては、無駄遣いに映るであろうお金の使い方だが、本人にとっては有意義なお金の使い方であったと思える事例である。(中略)成年被後見人等の意思を無視し、必要以上にお金の使い方が制限されることのない支援をするべきであると考える。」(藤井 2024: 118)

6. 考察

ラーメンの摂取というのは保健指導や栄養管理の観点からすれば、必ずしも生活の中で優先して満たされるべきものだとはいえないかもしれない。しかしラーメンには栄養や味だけでなく、ラーメンを食べる行為そのものを楽しむ面がある。これは、福祉のニーズをどう捉えるかという問題と関係がある。すなわち、「必要」と「需要」から捉える考え方である。社会学者の武川正吾によれば、必要とは「なくてはならぬこと」であり、その背後には暗黙裡に何らかの「好ましい状態」が想定されているという(武川 2009: 19)。「必要」には何らかの価値判断が含まれているのである。そして、この「必要」を判断する根拠に

なるのが「専門性」であり、「社会通念」である（武川 2011）。この「必要」をめぐる「専門性」は、家父長的とも温情的とも評される、パターンリズムと隣り合わせの問題である。

他方、「需要」のほうは、たとえば、肥満気味のひとがいたとして、その人が低カロリーの食事を「必要」としながらも、高カロリーの食事を摂ることを欲するならば、低カロリー一食への「需要」はないことになる（武川 2009: 19）。これは「必要」があっても「需要」がない状態である。反対に、「必要」はなくても「需要」がある状態が想定される。このように、「需要」は「個人の主観的欲望の表現」である。

「必要」と「需要」の概念にもとづいて、上述の事例を考察するならば、ラーメンを食べたいという本人の希望は、本人の楽しみを満たすための願望であると捉えられ、「必要」ではなく「需要」になる。施設相談員は施設職員を通して本人がラーメンを好きなことを知る立場にあっても、その思いを施設サービスのなかで実現させることは難しい状況である¹⁶。そこで、趣味や余暇、生活の楽しみとしての嗜好品の摂取を後見人がどう捉えられるか（どう支援できる）という問題がここに浮かび上がる。

後見人は、施設相談員と交渉を重ね、外出支援サービスを利用して外出に出かけることは許されていることを引き出し、その実現に向けて動いていった。これは「需要」自体が本人にとって重要な欲求であると捉え、本人の希望を後見人が叶えようとした実践である。

自費負担のサービスを利用して、施設外にラーメンを食べに行くことは、本人に代わって外出支援サービスを契約し、本人の家計管理・財産管理を扱う後見人だからこそ、決断できた支援内容である。施設相談員の立場では、同じ法人内の自費負担サービスの利用を判断能力の不十分な A さんに利用してもらうことについて、利益相反の観点から躊躇いがあると思われる。そこでは、サービスが提供可能でも利用に至らないという状況が生じる。

「必要」ではなく「需要」である嗜好品摂取を満たすために、外出支援サービスを契約するためには、後見人という立場での決断と決定（契約行為と費用支出）が、重要になる。

「需要」である嗜好品摂取には、本人に代わって契約行為をし、本人財産から費用を支払うことを可能にする、法定代理権をもつ後見人が存在している必要がある。これこそが、ほかの支援関係者にはない後見人固有の社会的機能なのである。

後見人がいれば必ず本人の「需要」（嗜好品摂取）が満たされるわけではない。本事例においても、A さんの生い立ちや A さんの家族を知る人が不在であり、後見人が本人の選好を理解するまでに一定の時間が掛かっている。後見人が声をかけても、A さんは会釈や頷きといった身体表現を通じたものが多く、言語表現としては「わからない」など限られた発話のみだった。顔見知りというだけでなく、認知症や知的障害などにより本人が自身の希望を言語で表現することが難しかったためだと思われる。本人とコミュニケーションを図ることに難しさがある以上、本人の希望を理解していくには、本人に根気強く問いかけを続けること、そして支援者等を含め、幅広い情報収集を実施していく努力が必要になる。このような、意思決定に関わる後見人の支援をどのように位置づけたらよいのだろうか。

厚生労働省老人健康局が2018年にまとめた「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」によれば、意思決定を支援する際に、(1)適切な情報、認識、環境の下で本人が意思を形成することへの支援（意思形成支援）、(2)形成された意思を本人が適切に表明・表出することへの支援（意思表明支援）、(3)本人の意思を日常の生活や社会生活に反映し、本人の意思を実現することへの支援（意思実現支援）に分節化することが提案されている（厚生労働省 2018: 7-8）。上記を「意思形成支援」に該当するものとして捉えることもできるだろう。

さらに、後見人は日頃から被後見人と面会する際、「困っていることはないか」「欲しいものはないか」と尋ねるようにしていたという。ここからは、Aさんの気持ちを少しでも知りたい、Aさんの好みを知り、後見人として少しでもAさんの役に立ちたいという姿勢を読み取ることが可能である。このような姿勢で本人の意思決定を支援しようと考えていたからこそ、後見人はAさんがラーメンを好きであるという情報を逃さずにキャッチし、それを実現していくことができたのではないかと考えられる。これは「意思表明支援」と呼べるものであるだろう。

最終的に後見人は、自費でヘルパーを利用し、外出することを決断した。後見人を悩ませたのは、外出支援ヘルパーの利用料が1時間約4,000円と高額なことであった。750円のラーメンを食べるために、約5,000円の支出をすることを厭わないことが重要であった。もちろん、それを可能にしたのは、Aさんの家計が黒字であったこと、財産を残しておく特段の必要もなかったことである。メリットの方が大きいと判断することが可能であったこと、すなわち、ラーメンを食べることがAさんの楽しみとなり、生活の彩りとなるのであれば積極的に捉えたことが、「意思実現支援」につながった。「意思実現支援」は本人の意思を実際の生活のなかで叶えていくための支援であり、それを後見人という立場で決断し、実行に移していくこと、本人の生活に伴走し、それを実現していくことが後見人に公的に認められていることが、後見人がいることの最大の意義であると考えられる。後見人のもつ法定代理権を本人の「意思実現支援」のために用いていくことが、すべての後見人にとって当然のこととされるようになったとき、成年後見制度は真の意味で介護保険制度の「車の両輪」となりうるのではないだろうか。

実際、Aさんは外出支援ヘルパーとラーメンを食べにいくようになって生活面での積極性がみられるようになったという。一連の後見人の決定が他者から見て合理的か否かということは原則として問われないことになっている。さきの厚生労働省の「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」においても、「実現を支援するにあたっては、他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り、形成・表明された意思が、他から見て合理的かどうかを問うものではない」ことが明確に謳われている（厚生労働省 2018: 8）。これがあることによってはじめて後見人は、「誰かにとっては、無駄遣いに映るであろうお金の使い方」であってもそれが「本

人にとっては有意義なお金の使い方である」との確信があれば、自信をもって嗜好品摂取を本人の意思決定支援のなかに位置づけ、実現させていくことが可能となる。本ガイドラインには、判断基準が曖昧で悩ましい意思決定を迫られる場面で、後見人の自由で前向きな決断を確保し、本人意思を実現させる行動選択を後押しする効果がある¹⁷。嗜好品摂取は曖昧で悩ましい意思決定の典型である。

以上、本稿では、後見人が本人の嗜好品摂取に向けて努力する事例を取り上げ考察した。資質に恵まれた後見人のベストプラクティスともいえるべき希少な実践例であり、後見人がいれば、本人の嗜好品摂取が可能となるというわけではない。この点に留意すべきである。同時に、判断能力が不十分になったとしても、本人の意思決定を尊重する後見人がいれば、嗜好品を摂取し続ける可能性が拓かれていくことを示す事例として捉えることができよう。

7. 結論

本稿では、一般に「個人の主観的欲望」として、すなわち「需要」として捉えられてしまいがちな嗜好品摂取が、本人の生活を彩りあるものにしていく上で、いかに重要であるか、そして、嗜好品摂取のために、本人の生活に長期にわたって伴走し、契約行為や家計・財産管理を通して支援する後見人がいかなる役割を發揮しうるのかを論じた。事例検討を通して、一般的に「需要」とされがちな、嗜好品摂取の継続を本人の生活のなかで実現させていく上で、後見人の決定が重要になること、それには判断能力が不十分な高齢者から嗜好品摂取を含む本人の希望を引き出していく力が後見人に求められることを導き出した。

しかしながら、事例収集の制約から代表的な嗜好品である酒とたばこを扱うことができなかったのは、本稿の限界である。酒とたばこは、過度の摂取が健康を害することにつながる恐れがあることから、摂取をめぐってラーメン以上に慎重な判断が必要になるだろう。そのとき後見人は、本人の健康を優先するのか、本人の意思を尊重するのかという難しい局面に立たされることになる。筆者は、酒やたばこを生きがいにしている本人の楽しみを後見人が奪うことは原則として誤っていると考える。医療職や福祉施設の職員がストップをかけるのに対し、家計の状況や余命のことを相対的に考慮した上で、それが本人の強い希望にもとづく限り、後見人には両者の間に入って調整する役割を担うことを期待したい。

たとえば、アルコールであれば、何を飲むか、それをどの程度飲むか、アルコール依存症であるか否か、肝臓をはじめとする臓器の具合はどうか、家計（電気や水道などの生活のインフラに支障はないか）、その支出をいつまで継続できるか、ほかに優先したいことがあるならば、その計画に差し障りのない範囲か、といった点を総合的に判断していくことが後見人には求められる。

さらに本人の年齢も関係する。20代や30代であれば、将来のことを長期的な時間軸で考えていなくてはならない。逆に80代や90代であれば、限られた余命のなかでほかの楽しみがなければ、ある程度の摂取を見守るという価値判断も許されるのではないか。そ

ここでは短期、中期、長期という時間軸を踏まえた上での判断と決定が求められていくことになる。

酒やたばこなど、社会的にマイナスな評価が与えられがちなものに対し、「それが合法的行為として評価されるものである限りは、自らの自己決定に基づいて、あえてその愚行を選択する自由が保障されるべきだ」というのが民法学者の上山泰による見解である（上山 2008: 85）。上山は「いくら愛煙家の肩身が狭くなってきているといっても、今のところ、わが国では成年者の喫煙自体は一般的には合法的な行為」であり、「成年後見人個人の判断のみによって利用者の喫煙の自由が制限されること」は決して好ましい状況ではないという。そのように嗜好品摂取の制限を強制することは「自分〔後見人〕に与えられた法的権限の濫用であるといって差し支えない」と述べている。さらに、「成年後見人は決して風紀委員ではない。」（上山 2008: 85）というように、後見人が本人の嗜好品摂取を妨げることがないようにしなければならない。

ひとは誰もが、たばこ、酒、茶といった、嗜好品に依存しながら生きている。依存対象に応じて社会的許容の違いはあるにせよ、民法を専門とする法学者の議論では、『愚行権』や『愚行の自由』は、原則的には成年後見の利用者にも認められていくべきだとされる（上山 2008: 85）。パターンリズムを排しながら、本人の嗜好品摂取の維持と継続を支える後見人の支援として、どこまで許容されるのか。

厚生労働省のガイドラインでは「実現を支援するにあたっては、他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り、形成・表明された意思が、他から見て合理的かどうかを問うものではない」という指針が示されていることを確認した。しかしながら、「重大な影響が生ずる場合でない限り」という表現が曖昧なものである以上、後見人自らが戸惑いながら対応していかざるを得ない。ガイドラインの文言を後見人がどのように解釈し、実践していくのか、経験的事例を積み上げることから明らかにしていく必要がある。

嗜好品摂取の継続に対する後見人の支援が、本人の生活に彩りとアクセントを与えるものであること、そしてそれが「需要」ではなく幸福追求権にもとづく「必要」であることが社会の価値観として共有されるとき、人は安心して年齢を重ねていくことができる。後見人の役割として、身上監護/身上保護、家計管理/財産管理を通じて、嗜好品摂取の継続を可能な限り達成してしていくことが、当然の務めとして認識され、それが「社会通念」となるならば、超高齢社会のありようは今より遥かに明るいものとなるだろう。嗜好品摂取の継続的支援のあり方を問うことは、超高齢社会における嗜好品文化の豊かさを守り、新たに育むことでもある。今後後見人がその一翼を担う存在となれるか、注視していきたい。

8. 引用文献

- 赤堀三郎、「必要ないものの必要性——嗜好品からみる近代社会」、小林盾編、『嗜好品の社会学——統計とインタビューからのアプローチ』、東京大学出版会、2020、149-165 頁。
- 有富純也、「奈良時代の人々は肉を食べていたのか——歴史学からのアプローチ」、『成蹊大学人文叢書 15 嗜好品の謎、嗜好品の魅力——高校生からの歴史学・日本語学・社会学入門』、成蹊大学文学部学会編、風間書房、2018、137-158 頁。
- 藤井里絵、「成年被後見人等のお金の使い方」、『実践成年後見』、2024、111 号、112-118 頁。
- 藤本憲一、「嗜好品文化へのアプローチ——社会学」、高田公理・嗜好品文化研究会編、『嗜好品文化を学ぶ人のために』、世界思想社、2008、153-157 頁。
- 姫野友美、『認知症になりたくなければラーメンをやめなさい』、講談社、2020。
- 上山泰、『専門職後見人と身上監護』、民事法研究会、2008。
- 厚生労働省、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」、厚生労働省ホームページ、2018、<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000562767.pdf> (2024 年 4 月 30 日取得)。
- 厚生労働省、「第二期成年後見制度利用促進基本計画——尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進」、厚生労働省ホームページ、2022、<https://www.mhlw.go.jp/content/000917303.pdf> (2024 年 4 月 30 日取得)。
- MATSUZONO Kosuke, MIENO Makiko and FUJIMOTO Shigeru、「Ramen restaurant prevalence is associated with stroke mortality in Japan: an ecological study」、『Nutrition Journal』、2019、18 巻、53-58 頁。
- 目黒依子、『個人化する家族』、勁草書房、1987。
- 野々山久也、『現代家族のパラダイム革新——直系制家族・夫婦制家族から合意制家族へ』、東京大学出版会、2007。
- 野々山久也編、『家族福祉の視点——多様化するライフスタイルを生きる』、ミネルヴァ書房、1992。
- 奥山忠政、『ラーメンの文化経済学』、22 世紀アート、2022。
- 最高裁判所事務総局家庭局、「成年後見関係事件の概況」、最高裁判所ホームページ、2024、https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/kouken/index.html (2024 年 7 月 24 日取得)。
- 税所真也、「『成年後見の社会化』からみるケアの社会化——士業専門職化がおよぼす家族への影響」、『家族社会学研究』、2016、28 巻 2 号、148-160 頁。
- 税所真也、『成年後見の社会学』、勁草書房、2020。
- 笹井恵里子、「ご当地食と健康の新事実！ラーメン店が多いほど脳卒中で死亡する」、『サンデー毎日』、2020、99 巻 24 号、114-117 頁。
- 成蹊大学文学部学会編、『成蹊大学人文叢書 15 嗜好品の謎、嗜好品の魅力——高校生からの歴史学・日本語学・社会学入門』、風間書房、2018。

高田公理・嗜好品文化研究会編、『嗜好品文化を学ぶ人のために』、法律文化社、2008。
武川正吾、『連帯と承認——グローバル化と個人化のなかの福祉国家』、東京大学出版会、
2007。
武川正吾、『社会政策の社会学——ネオリベラリズムの彼方へ』、ミネルヴァ書房、2009。
武川正吾、『福祉社会——包摂の社会政策 新版』、有斐閣、2011。

謝辞

本研究は、公益財団法人たばこ総合研究センター「嗜好品研究等に対する助成事業」の成果物です。個人が生きてきた価値観を重視し、自己決定・意思決定を通して高齢期を支援する成年後見という問題と、人間存在の欲求と嗜好に最大の価値をおき、嗜好品の摂取・維持をどう社会化していくかという問題は、同一線上につながる研究課題だとあらためて考えさせられました。この度の研究機会と貴重な研究助言を賜りましたことに感謝します。

貴重なコメントを下された委員の先生方、TASC 事務局、個人的にアドバイスを下さった祐成保志先生に、心より御礼を申し上げます。

¹ こうした場合、「民主的な交渉の実現のために、中立的な立場で助言できる専門家や複数の介護関与者の存在が不可欠となってくる」という（野々山 2007: 154）。本稿で扱う第三者の成年後見人等も同じく「中立的な立場で助言できる専門家や複数の介護関与者」として位置づけられよう。

² 本稿の成年後見制度および任意後見制度の説明は、税所（2020）を参照した。

³ 後見人への報酬費用は原則、本人負担であり、月に数万円が必要になるが、低所得者においては公費で法定後見を利用すること（市町村による成年後見制度利用支援事業）も可能である。

⁴ 嗜好品の特徴を、以下7項目から整理するものもある。すなわち、「(1)『通常の飲食物』ではない=栄養・エネルギー源としては期待しない。(2)『通常の薬』でもない=病気への効果は期待しない。(3)生命維持に『積極的な効果』はない。(4)しかし『ないと寂しい感じ』がする、(5)摂取すると『精神(=心)に良い効果』がもたらされる。(6)しばしば人と人との出会いや意思疎通を円滑にする効果を発揮する。(7)『植物素材』が使われる場合が多い」、である（高田 2008: 2-3）。「ラーメン道」と称する立場もある（奥山 2022: 61-69）。ラーメンは、上記の特徴の多くに合致しており、嗜好品として位置づけられるものである。

⁵ 嗜好品を中心テーマとして扱った書籍『嗜好品の謎、嗜好品の魅力』において、嗜好品を「コーヒー、お茶、菓子（スイーツ）、お酒、たばこがありますが、この本では（肉を含めるなど）ゆるやかに捉える」との記述がみられるが（成蹊大学文学部学会編 2018:1-2）、当該書籍の肉食を扱った章で「お肉は嗜好品ではない」との断り書きがある点も興味深い（有富 2018: 138）。

⁶ たとえば、茶やコーヒー等のいわゆる嗜好品であっても「体脂肪を減らす、血糖値を下げるなどの目的で特定保健用食品（特保）に指定された茶やコーヒーの飲料を摂取するなど、嗜好品が栄養摂取や健康増進のために（つまり「滋養品」として）用いられる場合もある」が、そのように、嗜好品を手段（道具）としてみなす摂取については、分析対象としての嗜好品とは区別する必要がある（赤堀 2020: 152-153）。よって本稿においても同様の理由から、栄養補給のためのラーメンと嗜好品としてのラーメンとを区別して扱うことにする。

⁷ 詳細については以下、最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」（各年版）を参照のこと。https://www.courts.go.jp/toukei_siryu/siryo/kouken/index.html

⁸ 成年後見の社会化が専門職への偏在という歪んだかたちで達成されていった、成年後見の専門職化に過ぎなかったことへの問題点については、税所（2016）にて考察している。

⁹ この点については、TASC 助成研究報告会の場で研究審議員・数土直紀先生からコメントを頂戴した。すなわち、後見人から「嗜好品の摂取のさせ方」が問題として浮かび上がってこないのは、「本当は被後見人にとっては重要な意味をもっていたにもかかわらず、後見人によって『重要ではない』と定義されてしまったために、問題がみえなくなってしまったのではないか」との問題提起であった。後見人が被後見人への嗜好品の摂取のさせ方について悩まないこと自体が、「実は（不可視化されていた）重要な問題とある種の権力の存在を示唆していたのではないだろうか」という非常に示唆的なアドバイスであった。筆者は、後見人が本人（被後見人）の要望・欲求を発現させることも抑圧することも可能な権力的な存在として捉えてきたこともあり、深く共感できるものであった。福祉クラブ生活協同組合による成年後見事業は、そうした後見人の権力性（専門家権力）を極力排止した仕組みを実現しているものと認識してきたが（税所 2020）、それでも嗜好品摂取に関する事例がほとんど出てこなかったことについて、引き続き、検討を重ねていきたい。

¹⁰ 後見人による嗜好品摂取の事例が浮かび上がってこない理由として考えられるのは、プレ調査を実施した、生活クラブ系生協の系列である福祉クラブ生活協同組合の任意後見事業においては、判断能力があり（認知症を発症しておらず）、在宅で暮らす利用者が多いことが特徴である。さらに利用者である組合員の特徴として、健康意識が相対的に高く、関連して酒やたばこの過度な摂取を控える傾向があるのではないかと、という仮説が考えられる。

¹¹ たばこ総合研究センター・山下和人理事長から、「後見人と本人の嗜好品摂取」の事例が少ないということであるが、問いを転換して「介護施設の運営者・スタッフと本人の嗜好品摂取」の関係を問いとしてはどうか、という核心を突くコメントをいただいた。介護施設によっては、個室での喫煙が認められている場合や、施設内に「喫煙専用室」が設けられているといった配慮がなされていることもある。しかしながら、そうした場所でもケアスタッフへの副流煙をどのように考慮していくかで議論が巻き起こっている。高齢者の嗜好品摂取の継続について検討する上で非常に重要な問題である。介護施設内での嗜好品摂取についても今後の研究課題として取り組んでいきたい。

¹² 被後見人が嗜好品を接種することを妨げられている場合、それがどのような状況で生じているのか、後見人が何を根拠に本人の嗜好品摂取を制限しているのか、その場面で後見

人が度のようなことに悩んでいたのか、といったことを明らかにすることに重要な意味があったと考える。今後はこの点について、継続して調査していきたい。

13 各号につき、2 事例程度が掲載されている。当該専門誌に掲載された事例は、本人の特定につながることはないよう「複数の事例を組み合わせるなどをして」編集されたものとなっている。

14 成年後見制度を利用するには本人や親族等からの利用申立てが必要になるが、本事例では、市区町村長によって成年後見制度の利用申立てがなされた。

15 通常、法定後見においては、判断能力が不十分な状態になってから専門職など第三者の後見人による支援が開始されるため、その時点から情報収集や信頼関係の構築を始めていくことになる。当然ながらこれは難しいことであり、できれば、移行型の任意後見制度を利用するなど、判断能力があるうちから後見人受任予定者による継続的支援を受けていくようなかたちが本来は望ましい。

16 出前をとることが許可されなかった理由として、施設内の衛生管理上の制約があることも考えられる。

17 さらに、2022 年 3 月に閣議決定された『第二期成年後見制度利用促進基本計画』では、「尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等」が検討された。「本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透」、「成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透」、「様々な分野における意思決定支援の浸透」等、成年後見制度を通じた意思決定支援の浸透が期待されている（厚生労働省 2022: 11-12）。